

第1章

環境問題への取組み



多摩市の環境に対する取組の経緯と
環境に関する取組みの計画について記載しています。

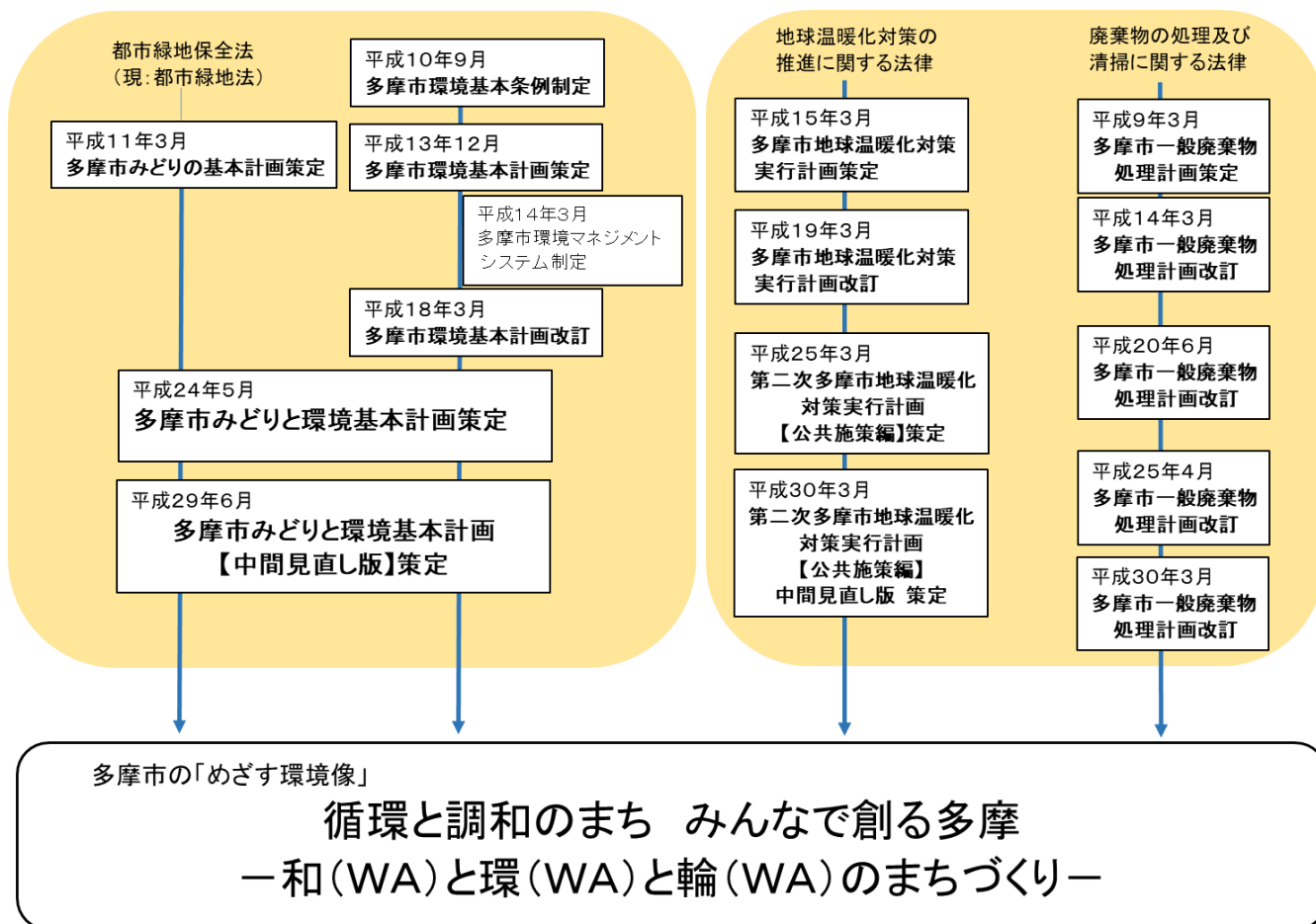
1. 環境に関する取組みの経緯

多摩市は、計画的な開発により発展してきた経緯もあり、他のまちに比べ良好な環境に恵まれ、みどりの多さは都内有数といえます。また、昔ながらの多摩の面影を残す雑木林や田畑、街道筋の風景などの歴史文化を感じさせるものも残されています。

しかし、ごみ問題や地球環境問題など、地域の環境だけでなく、地球環境への配慮も含めた課題があるため、全市をあげた新たな取組みが求められるようになっていきます。

これまで市では、環境への取組みの基本方針である基本計画を策定するのみならず、刻々と変化する環境問題へ対応するため、基本計画の改訂を行ってきました。今後も5年に1回を目途に、取組みの進捗や課題を整理しつつ基本計画の中間見直しを行い、必要に応じて新たな施策の展開を図りながら環境への取組みを進めていきます。

○多摩すみどりと環境基本計画と関連計画との体系図



2. 環境に関する取組みのためのプラン

（１）多摩市みどりと環境基本計画

多摩市では、「環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保すること」を目的に、右に示す３つの基本理念を掲げ、平成 10 年に「多摩市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。

この環境基本条例の基本理念を実現していくための方針や方策等を具体的に展開した計画が、「多摩市環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）であり、環境基本条例第8条に基づき策定しています。

環境基本計画は、平成 13 年 12 月に策定してから 10 年が経過したことから、計画の達成状況や近年における環境を取り巻く課題や市民意見等を踏まえ、市民、市民団体、事業者、市等が協働して取り組む計画として、平成 24 年6月に改訂しました。

その際、環境基本計画と関連性が深く、同時期に改訂した「多摩市みどりの基本計画」との整合性を図り、「多摩市みどりと環境基本計画」（以下「みどりと環境基本計画」という。）として策定しました。

本書は、施策の進捗状況について、環境基本条例第 15 条に基づき庁内及び外部で評価した結果を付し、同条例第7条により報告するものです。

平成30年度における施策の取組み状況の評価・点検の結果については、第2章及び第3章に記載しています。

次項以降では、みどりと環境基本計画の基本理念と目標をご紹介します。

計画の基本事項や取組み等の詳細については、「多摩市みどりと環境基本計画」の冊子などをご参照ください。

「多摩市みどりと環境基本計画」は市内各図書館、行政資料室、市公式ホームページでご覧いただけます。

(2) みどりと環境基本計画の基本理念と「めざす環境像」

環境基本条例で定めた、多摩市がめざす環境の考え方を示すものである基本理念のイメージを、3つのWA（わ）に置き換え、計画の理念としました。

環境基本条例の理念

①環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

⇒ 良好な環境の確保（健康、安全・快適）、継承

②環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、全てのものの積極的な取組みと相互の協力によって行わなければならない。

⇒ 自然との共生、循環、相互協力

③地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

⇒ 身近なところからの行動

みどりと環境基本計画の理念

①調和（和のまちづくり）

②循環（環のまちづくり）

③協働（輪のまちづくり）

環境への負荷の少ない循環と調和を基調とした社会を
みんなとともに創り継承していくこと

「計画の基本理念」をイメージ化したのが、多摩市がめざす環境像『循環と調和のまち みんなで創る多摩 一和(WA)と環(WA)と輪(WA)のまちづくりー』です。



図 めざす環境像のイメージ

つたの葉は、本市の形をデザイン化しています。

(3) 計画期間

平成 13 年に 30 年後を展望して策定した環境基本計画の「環境像及び基本目標、長期目標」をもとに、その実現に向けた第二次計画として、平成 24 年度から 33 年度の 10 年間を計画期間と位置付けています。

なお、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化、第 5 次多摩市総合計画基本計画の改訂等に対応するため、5 年ごとに見直しをすることとしています。

(4) 計画の対象範囲

多摩市におけるみどりなどの自然環境分野、身近な暮らしの安全安心に関わる生活環境分野、地球環境にも関わりのあるエネルギーや CO₂ などの地球環境分野、環境にかかる教育や活動、情報の提供に関する環境情報分野の 4 分野について、私たちを取り巻く環境全体を対象範囲とし、総合的に取り組んでいます。

【自然環境分野】みどり、水辺環境、生物、歴史文化 など

【生活環境分野】公害、まち美化、景観 など

【地球環境分野】エネルギー、水循環、ごみ など

【環境情報分野】環境教育、環境学習、環境情報提供 など

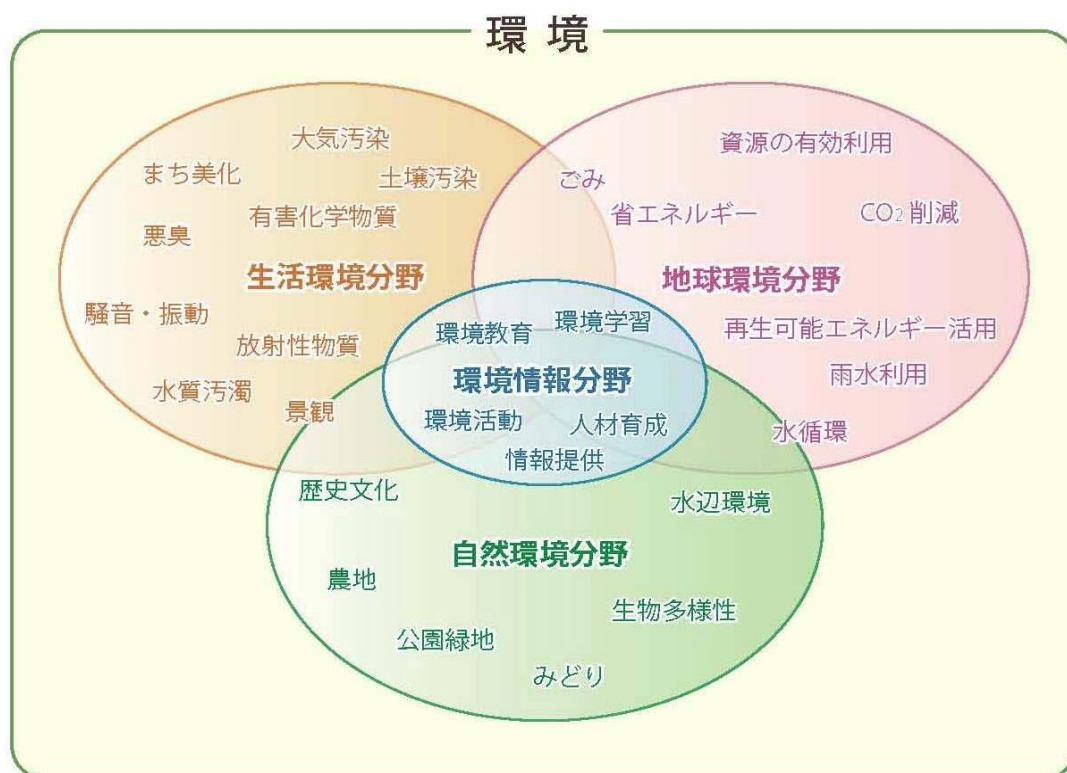


図 計画対象範囲イメージ

(5) 計画の目標

長期目標

前計画で設定した 30 年後を見据えた長期目標は、本計画の施策との関連性やわかりやすさに配慮し、以下のような 4 つの分野（カテゴリー）別に再整理しました。

今後 20 年でめざす長期目標を以下のように設定しました。

自然環境分野「持続可能なみどりの保全」

- 【生物多様性】 生物の重要な生息環境であるみどりや水辺環境を保全し、生物の多様性の確保を図ります。
- 【樹 林】 樹林地などの既存のみどりを保全するとともに、緑化を進めみどりの創出を図ります。
- 【水 辺】 残された良好な水辺環境を保全するとともに、失われた水辺環境の回復を図ります。
- 【公園緑地】 良質な公園緑地の確保を図るとともに、市民参加による維持管理体制を充実します。
- 【歴史文化】 史跡文化財の保全や歴史文化の継承を通じて、自然環境を守ります。

生活環境分野「安全で快適な生活環境の実現」

- 【公 害】 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の防止や、有害化学物質の適正管理といった生活環境の安全向上を図ります。
- 【まち美化】 まちの美観を損なう行動を防止し、まちの美化を図ります。
- 【景 観】 みどりと都市が調和した良好な街なみの保全・創出を図ります。

地球環境分野「環境負荷の軽減」

- 【ごみ・資源】 ごみの減量、資源の有効利用を進め、環境負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。
- 【エネルギー】 エネルギーの有効利用を進め、環境負荷の少ない省エネルギー型社会の構築を図ります。
- 【水 循 環】 節水や水の有効利用を進めるとともに地下水涵養を図り、健全な水循環の確保を図ります。
- 【交 通】 環境負荷の少ない交通環境の充実を図ります。

環境情報分野「人と環境の関わりの深化」

- 【環境教育】 学校教育における環境教育の充実を図ります。
- 【環境学習】 生涯学習としての環境学習の拡充を図ります。
- 【環境情報】 環境に関する情報の収集と、適切な情報提供を図ります。

短期目標

本計画期間の 10 年でめざすべき目標を「短期目標」として設定しました。この短期目標をもとに、実施する施策の方向性を「施策方針」として設定しました。

短期目標や施策方針は、計画の進捗状況や効果を把握する管理指標の対象ともなるものです。

自然環境分野

短期目標：自然と暮らしが調和した多摩のみどりの形成

長期目標である「持続可能なみどりの保全」に向け、本計画の 10 年では、自然と暮らしが調和したみどりのあり方の構築をめざします。

施策方針：A 生物多様性に配慮したまとまりあるみどりの保全

B 暮らしと調和したみどりの適切な育成管理

C 身近なみどりの創出と公園緑地の再生

D 歴史文化の保全と活用

生活環境分野

短期目標：安全で快適な生活環境の保持

長期目標である「安全で快適な生活環境の実現」に向け、本計画の 10 年では、現在の安全で快適な生活環境の保持をめざします。

施策方針：E 健康的で安全安心な暮らしの保持

F 美しく快適なまちの保持

地球環境分野

短期目標：環境にやさしい暮らしの推進

長期目標である「環境負荷の軽減」に向け、本計画の 10 年では、一人ひとりにできる環境にやさしい暮らしの実践をめざします。

施策方針：G ごみの減量と資源の有効利用

H エネルギーの有効利用

I 良好な水循環の推進

J 環境にやさしい交通の推進

環境情報分野

短期目標：環境への理解促進と適切な情報提供

長期目標である「人と環境の関わりの深化」に向け、本計画の 10 年では、環境との関わりを通して、環境への理解を深めていくことと、安全安心等に関わる適切な環境情報を提供していくことをめざします。

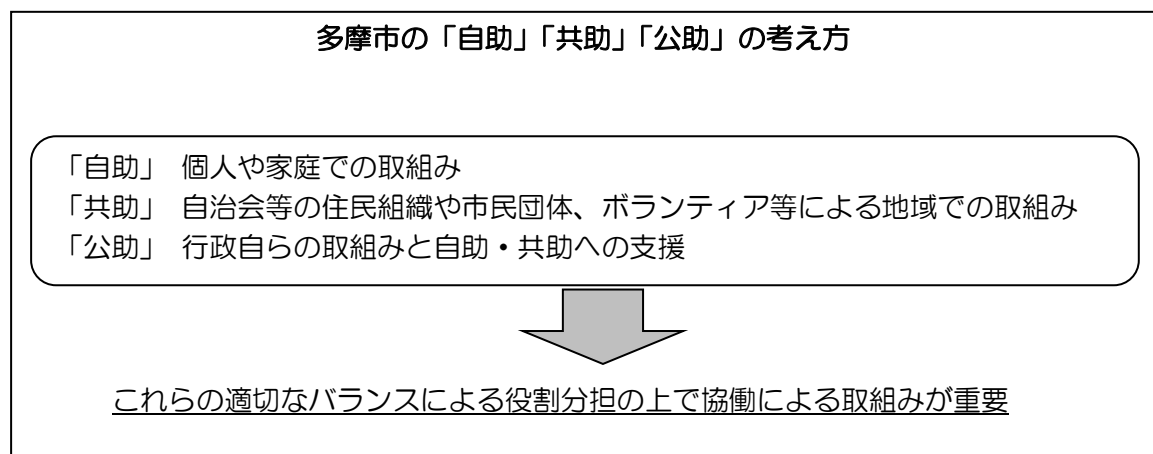
施策方針：K 環境教育の推進と環境学習・環境活動の充実

L 環境に関する情報発信の充実

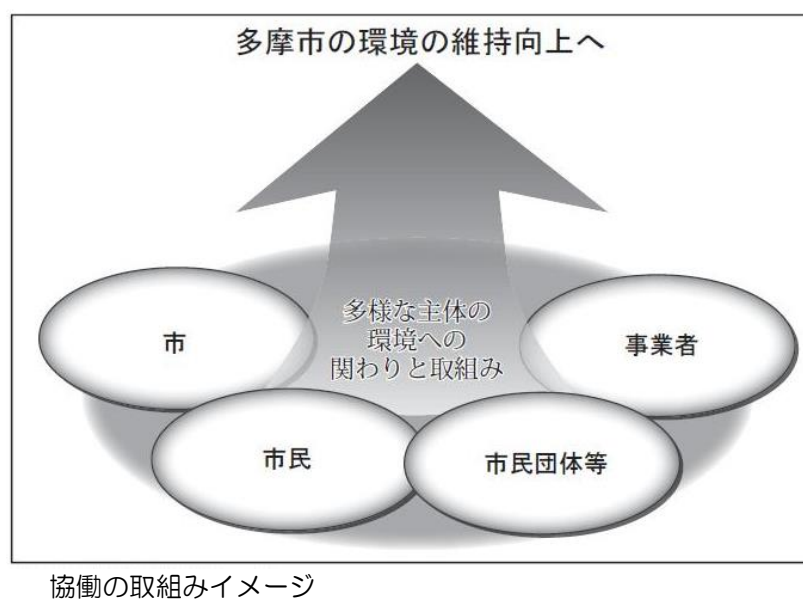
3. 協働による取組みの推進

多摩市では、高齢化が急速に進行しています。それに伴い、市税の減少や福祉関連経費の増加とともに、多摩ニュータウン事業で整備された高水準の都市基盤や公共施設の老朽化に伴う更新など、財政面で大きな課題を抱えています。

このような高齢化などに伴う財政面での課題を抱えるなか、多様な市民ニーズや地域課題に対し、「自助」「共助」「公助」の適切なバランスの中で、役割分担しながらきめ細かなサービスが提供される地域社会をつくる必要があります。



こうした背景のなか、地域の多様なニーズや課題に対応した、環境に関するきめ細やかな施策を、着実に具体化し持続的な地域づくりを進めていくためには、協働の視点が不可欠です。そのため、みどりと環境基本計画では、施策を展開する前提として、市・市民（市民団体等）・事業者との協働を掲げています。



※111 ページからの第4章に協働による取組みを掲載しています。